

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第2194号)

令和元年10月29日

横情審答申第2194号

令和元年10月29日

横浜市長 林 文子 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 藤原 静雄

横浜市個人情報の保護に関する条例第53条第1項の規定に基づく諮問
について（答申）

平成29年8月30日こ西児第602号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「特定個人に係る横浜市児童相談所での相談記録」の個人情報一部開示決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「特定個人に係る横浜市児童相談所での相談記録」の保有個人情報を一部開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「横浜市児童相談所」「そこで保管されている全て。」の個人情報本人開示請求に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成29年7月25日付で行った「特定個人に係る横浜市児童相談所での相談記録」（以下「本件保有個人情報」という。）の個人情報一部開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件保有個人情報については、横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号。以下「条例」という。）第22条第7号に該当するため一部を非開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

(1) 条例第22条第7号の該当性について

ア 本件保有個人情報のうち関係機関からの審査請求人に関わる情報は、関係機関から情報提供を受けた内容又は関係機関の対応方針等の記録である。関係機関は、児童相談所に提供した情報又は対応方針が審査請求人に開示されることは想定しておらず、情報提供者である関係機関の意に反してこれらの情報を開示することは、関係機関と児童相談所の信頼関係の構築及び維持に重大な支障が生じることとなりかねない。また、そうなれば今後、関係機関からの協力が得られなくなり、児童相談所の職員が適正な評価・判断を行うために必要な情報の聴取が困難となり、今後の相談援助業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。したがって、本号本文に該当し、非開示とした。

イ 本件保有個人情報のうち横浜市西部児童相談所（以下「西部児童相談所」という。）の対応に関する情報は、児童相談所の援助方針又は調査等の記録である。援助方針には関係機関との連携の状況等が記録されているため、これを開示すると、前述アと同様の情報を開示することとなり、前述アのとおり、今後の相談援助業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。また、調査等の記録は、関係

機関が今後の相談援助業務を行うために提供した情報であり、関係機関は開示されることを想定していない。この情報を開示すると、前述アと同様の理由により、今後の相談援助業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。したがって、本号本文に該当し、非開示とした。

- (2) 審査請求人は、審査請求書において、「公務員の職及び氏名並びに職務遂行の内容に係る部分を・・・非開示とすることはできない。」と主張しているが、公務員の職については条例第22条第3号ただし書ウ、氏名については本号ただし書アに該当するため開示している。また、職務遂行の内容に係る部分については、条例第22条第3号ではなく、前述のとおり条例第22条第7号本文に該当するため非開示としている。
- (3) 本件保有個人情報のうち、口頭で開示した内容及び周知の事実に係る情報については、開示している。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、本件保有個人情報（公文書）の一部を開示するよう求める。
- (2) 本件保有個人情報には、児童相談所の職員の発言内容や意見等も含まれているはずだが、公務員等の職及び氏名並びに職務遂行の内容に係る部分を条例第22条第7号で非開示とすることはできない。
- (3) 本件保有個人情報のうち、口頭で開示していることや周知の事実も非開示としているが、全て開示すべきである。
- (4) 条例第22条第7号の該当性について

ア 条例第22条第7号の「・・・開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」にある「支障」の程度は、名目的なものでは足りず、実質的なものであることが必要であり、「おそれ」も抽象的な可能性では足りず、法的保護に値する程度の蓋然性が求められる。したがって、実施機関が形式的理由だけで、情報を開示しなかったことは誤っている。

イ 少なくとも、本件児童がどのような事実に基づき通知されたのか、その後同人に対して、いつどのような甲児童相談所から通知が行われ、いかなる対処が施されているのかという点については、審査請求人が実施機関の判断理由と方針を理

解できる程度の情報開示はなされるべきである。

ウ 実施機関は、「今後の関係機関の協力や、本相談事業に対する信頼が失われ相談業務に支障が生じる」とし、このことに問題があるように述べるが、一律にそのように判断することは妥当でない。

- (5) 本件処分は、非開示とする部分の概要を個別かつ具体的に教示しておらず、どの部分が「5 非開示とする部分の概要」の(1)若しくは(2)に該当するのかが不明瞭である。また、「6 非開示とする根拠規定」に条例第22条第7号に該当とあるがアからオまでのどれに該当するのかが教示されておらず、瑕疵のある教示であり、乱暴な決定である。

5 審査会の判断

(1) 児童相談所の相談援助業務について

児童相談所は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づき同法第1条に規定する児童福祉の理念を実現し、児童の基本的権利を保障するため、都道府県及び指定都市に設置が義務付けられている行政機関（同法第12条第1項及び第59条の4第1項）である。

横浜市では、4か所の児童相談所（中央児童相談所、西部児童相談所、南部児童相談所及び北部児童相談所）が設置され、児童の養育や障害等に関する様々な相談を受け、児童及び保護者又は関係機関への助言を行うなどの相談援助業務を行っている。なお、児童相談所ではこのほか、児童養護施設等への入所等の措置に係る業務を行っている。

児童相談所が行っている相談援助業務は、しつけ、不登校等の児童育成上の問題、児童の養護、虐待、非行等に関する事、知的障害、自閉症等の障害に関する事などの様々な問題等について、家庭その他からの相談に応じ、専門的立場から児童及びその家庭につき、必要な調査並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を行い、これに基づき、個々の児童及びその家庭に最も適した援助を行うもので、援助に当たっては、常に児童の最善の利益が考慮される。

(2) 本件保有個人情報について

ア 審査請求人及び審査請求人の子（以下「当該児童」という。）は、甲市において甲児童相談所の援助を受け、当該児童には入所措置が行われていたところ、審査請求人が横浜市に転入した。本件保有個人情報は、当該児童に関係して行われた審査請求人に係る甲児童相談所と西部児童相談所との特定年月日Aから特定年

月日Bまでのやり取りの記録であって、甲児童相談所から提供された情報や西部児童相談所の援助方針等が記録されている。

イ 実施機関は、本件保有個人情報のうち、非開示とする部分を2種類に整理し、甲児童相談所から提供された審査請求人に関わる情報（以下「非開示部分1」という。）及び西部児童相談所の対応に関する情報（以下「非開示部分2」という。以下非開示部分1及び非開示部分2を総称して「本件非開示部分」という。）を条例第22条第7号に該当するとして非開示としている。

(3) 条例第22条第7号の該当性について

ア 条例第22条第7号柱書では、「市の機関・・・が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、・・・当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」については、当該保有個人情報を開示しないことができることを規定している。

イ 実施機関は、本件保有個人情報のうち、非開示部分1には甲児童相談所から情報提供を受けた内容や甲児童相談所の対応方針等が、非開示部分2には西部児童相談所による当該児童に対する援助方針や調査等の記録が記載されているため、本件非開示部分を開示すると今後の相談援助業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり本号に該当するとして、非開示としている。

ウ 児童相談所が行う相談援助業務は、児童相談所単独でその情報収集を行うことは少なく、その後の援助業務においても、関係機関、関係者等との密接、迅速な連携と協力体制が必要であり、関係機関、関係者等との円滑な関係の構築が必要である。

エ 当審査会が本件保有個人情報を見分したところ、非開示部分1には、実施機関が相談援助業務を行うために甲児童相談所から提供を受けた甲児童相談所の援助方針、甲児童相談所が把握している事情等の情報が記載されており、非開示部分2には、西部児童相談所の対応に係る情報として、甲児童相談所と連携し調整した内容やその内容を含んだ今後の援助方針が記載されていた。甲児童相談所としては実施機関に提供した情報及び実施機関と連携し、調整した内容が審査請求人に開示されることは想定していないと考えられ、本件非開示部分を開示すると、関係機関の協力が得られなくなることにより、児童相談所の職員等が適正な評価、判定等をするために必要となる情報の聴取が困難になる蓋然性がある。よって、本件非開示部分を開示すると、今後の相談援助業務の適正な遂行に支障を及ぼす

おそれがあると認められる。

以上のことから、本件非開示部分は本号柱書に該当すると認められる。

オ なお、審査請求人は、公務員等の職務の遂行に係る情報のうち、職務遂行の内容に係る部分を本号で非開示とすることはできない旨主張するが、審査請求人が主張する条例第22条第3号ただし書と本号は別個の非開示事由に係る規定であるから、その主張は認められない。

(4) 本件処分の理由付記について

審査請求人は、本件処分に係る個人情報一部開示決定通知書（以下「本件決定通知書」という。）では、非開示とする部分の概要を個別かつ具体的に教示しておらず瑕疵があり、また、非開示とする根拠規定として条例第22条第7号を記載しているが同号アからオまでのどれに該当するか教示されておらず瑕疵があるとして、理由付記の不備を主張している。

ア 本件決定通知書では、非開示とする部分の概要及び非開示規定を適用する理由をそれぞれ内容に応じて二つに分けて「5 非開示とする部分の概要」及び「7 根拠規定を適用する理由」の各欄に記載しており、非開示とする部分の概要を一つひとつ個別かつ具体的に示していないとしても、審査請求人は、どのような情報がいかなる根拠により条例第22条第7号に該当するとして本件処分がなされたのかを知ることができ、決定通知書の理由付記に不備があるとは認められない。

イ 審査請求人は、非開示とする根拠規定の記載について、条例第22条第7号アからオまでのどれに該当するのか教示されていない旨主張するが、条例第22条第7号柱書に該当するものとして根拠規定を適用する理由も含めて本件決定通知書のとおり記載したものであって、理由付記に不備があるとは認められない。

(5) 結論

以上のとおり、実施機関が、本件保有個人情報を条例第22条第7号に該当するとして一部開示とした決定は、妥当である。

(第一部会)

委員 松村雅生、委員 小林雅信、委員 山本未来

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成29年8月30日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
平成29年9月21日 (第220回第三部会) 平成29年9月22日 (第322回第二部会) 平成29年9月26日 (第307回第一部会)	・諮問の報告
平成29年10月16日	・審査請求人から意見書を受理
平成30年8月28日 (第318回第一部会)	・審議
平成30年9月25日 (第319回第一部会)	・審議
平成30年11月27日 (第321回第一部会)	・審議
平成30年12月18日 (第322回第一部会)	・審議
平成31年1月22日 (第323回第一部会)	・審議
平成31年3月26日 (第325回第一部会)	・審議
平成31年4月16日 (第326回第一部会)	・審議
令和元年5月24日 (第327回第一部会)	・審議
令和元年6月21日 (第328回第一部会)	・審議
令和元年7月23日 (第329回第一部会)	・審議